

写

人委第 010560 号
平成 20 年 2 月 6 日

佐賀県議会議長 石 丸 博 様

佐賀県知事 古 川 康 様

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

教育職員の給与に関する報告及び勧告について

地方公務員法第 8 条第 1 項、第 14 条第 2 項及び第 26 条の規定に基づき、教育職員の給与について別紙第 1 のとおり報告し、併せて別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、所要の措置をとられるよう要請します。

報 告

学校教育法の改正により学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るため、本年 4 月から副校長、主幹教諭、指導教諭という新たな職を設置することができることとなっている。

本委員会は、昨年 10 月 9 日の「職員の給与等に関する報告及び勧告」において、学校教育法の改正による新たな職については任意設置とされているため、任命権者における新たな職の設置等に係る検討の状況を注視するとともに、その給与について、引き続き調査研究を行っていく必要がある旨を言及したところである。

このたび、教育委員会においては、「主幹教諭」を本年 4 月から設置する方針を決定されたことから、本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、その給与について次のとおり報告する。

1 現行の教育職給料表

本県の教育職員（佐賀県公立学校職員給与条例（昭和 32 年条例第 44 号）第 2 条第 2 項に定めるものをいう。）には、4 級制の給料表（学校の種別等に応じて高等学校等教育職給料表又は中学校・小学校教育職給料表（以下「教育職給料表」という。））が適用されている。

教育職給料表の職務の級については、その職務内容から講師等を 1 級、教諭等を 2 級、教頭を 3 級、校長を 4 級としているところである。

2 主幹教諭の職務

学校教育法においては、主幹教諭は、校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童（生徒）の教育をつかさどると規定されている。

具体的には、主幹教諭の職務は、命を受けて担当する校務について一定の責任を持って取りまとめ、整理し、他の教諭等に対して指示することができるものであること（文部科学事務次官通知）とされており、教諭等の職務とは異なっている。

3 国の状況

昨年3月29日の中央教育審議会答申「今後の教員給与の在り方について」においては、主幹教諭が配置される場合には、その職に見合った適切な処遇を図るため、必要に応じて、主幹教諭の職務に対応した新たな級を創設することが望ましいとされている。

また、義務教育費国庫負担金の平成20年度政府予算案においては、主幹教諭については、給料表上、教頭と教諭等の間に新たな級を創設することにより処遇することとされている。

4 全国人事委員会連合会及び他県等の状況

教育職給料表については、全国人事委員会連合会において各自治体の参考となるモデル給料表を作成されているが、このたび、新たな職の給与に対する調査研究の結果がまとまり、新たなモデル給料表が示されたところである。このモデル給料表では、主幹教諭を対象として、現行のモデル給料表の2級と3級の間に新たな級（特2級）が設けられている。

また、学校教育法の改正前から独自に主幹教諭に相当する職を設けている都府県においては、教諭等に適用される給料表の級と教頭に適用される級の間に新たな級が設けられ、主幹教諭に相当する職に対しては、教諭等より上位の級が適用されているところである。

5 むすび

本委員会としては、以上の状況を考慮し、主幹教諭に対して、その職務と責任に応じた適切な処遇を確保するため、現行の教育職給料表を改正し、2級と3級の間に新たな級（特2級）を設ける必要があると考える。

参考

新たな職の職務等

〔平成 19 年 7 月 31 日 19 文科初第 536 号 各都道府県教育委員会、各都道府県知事等あて
文部科学事務次官通知「学校教育法等の一部を改正する法律について（通知）（抄）」〕

1 副校長

副校長の職務は、校長から命を受けた範囲で校務の一部を自らの権限で処理することができるものであること。一方、教頭の職務は、校長を助けることの一環として校務を整理するにとどまるものであること。

2 主幹教諭

主幹教諭の職務は、命を受けて担当する校務について一定の責任を持って取りまとめ、整理し、他の教諭等に対して指示することができるものであること。一方、主任は、教諭等をもって充てるものであり、その職務は、校長の監督を受け、担当する校務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たるものであること。

3 指導教諭

指導教諭は、学校の教員として自ら授業を受け持ち、所属する学校の児童生徒等の実態等を踏まえ、他の教員に対して教育指導に関する指導、助言を行うものであること。一方、指導主事は、教育委員会事務局の職員として当該教育委員会が所管する学校全体の状況を踏まえ、各学校の校長や指導教諭も含めた教員を対象として、教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について、指導、助言を行うものであること。

別紙第 2

勸 告

本委員会は、佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）を次のとおり改正することを勧告する。

1 改正の内容

現行の高等学校等教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表を別記第 1 のとおり改正すること。

新給料表への切替えは、別記第 2 の切替要領によること。

2 実施時期

この改正は、平成20年 4 月 1 日から実施すること。

別記第1

高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	331,500	424,900
	2	150,300	194,500	256,900	333,800	426,800
	3	151,800	196,200	259,700	336,100	428,700
	4	153,300	197,900	262,500	338,400	430,600
	5	154,900	199,700	265,300	340,700	432,500
	6	156,800	201,400	268,000	343,000	434,400
	7	158,600	203,100	270,700	345,300	436,300
	8	160,400	204,800	273,400	347,600	438,200
	9	162,200	206,600	276,100	349,800	440,000
	10	164,300	208,500	278,800	352,000	441,900
	11	166,300	210,400	281,500	354,200	443,800
	12	168,300	212,300	284,200	356,400	445,700
	13	170,300	214,000	286,900	358,600	447,500
	14	172,500	216,000	289,600	360,700	449,400
	15	174,700	218,000	292,300	362,800	451,300
	16	176,900	220,000	295,000	364,900	453,200
	17	179,200	221,900	297,700	366,900	455,000
	18	181,800	224,600	300,400	368,900	456,900
	19	184,300	227,300	303,100	370,900	458,800
	20	186,800	230,000	305,800	372,900	460,700
	21	189,300	232,800	308,500	375,000	462,500
	22	191,000	235,700	311,200	377,000	464,400
	23	192,700	238,600	313,900	379,000	466,300
	24	194,400	241,500	316,600	381,000	468,200
	25	195,900	244,300	319,300	382,900	470,000
	26	197,600	247,100	321,700	384,900	471,700
	27	199,300	249,900	324,100	386,900	473,400
	28	201,000	252,700	326,500	388,900	475,100
	29	202,500	255,500	328,900	390,800	476,900
	30	204,200	258,100	331,100	392,800	478,600
	31	205,900	260,700	333,300	394,800	480,300
	32	207,600	263,300	335,500	396,800	482,000
	33	209,200	265,900	337,700	398,700	483,700
	34	211,000	268,500	339,900	400,500	484,700
	35	212,800	271,100	342,100	402,300	485,700
	36	214,600	273,700	344,300	404,100	486,700
	37	216,300	276,300	346,500	405,700	487,800
	38	218,100	278,900	348,700	407,300	
	39	219,900	281,500	350,900	408,900	
	40	221,700	284,100	353,100	410,500	

	41	223,600	286,600	355,300	412,200
	42	225,400	289,200	357,400	413,800
	43	227,200	291,700	359,500	415,400
	44	229,000	294,200	361,600	417,000
	45	230,900	296,500	363,700	418,700
	46	232,600	299,200	365,800	420,300
	47	234,300	301,900	367,900	421,900
	48	236,000	304,600	370,000	423,500
	49	237,600	307,100	372,100	425,200
	50	239,300	309,600	374,100	426,800
	51	241,000	312,100	376,100	428,400
	52	242,700	314,600	378,100	430,000
	53	244,300	317,000	380,100	431,700
	54	246,000	319,200	381,900	433,300
	55	247,700	321,400	383,700	434,900
	56	249,400	323,600	385,500	436,500
	57	251,000	325,900	387,300	438,200
	58	252,600	328,100	389,000	439,800
	59	254,200	330,300	390,700	441,400
	60	255,800	332,500	392,400	443,000
	61	257,400	334,700	394,100	444,700
	62	259,000	336,900	395,600	446,300
	63	260,600	339,100	397,100	447,900
	64	262,100	341,300	398,600	449,500
	65	263,600	343,500	400,100	451,200
	66	265,300	345,700	401,600	452,800
	67	267,000	347,900	403,100	454,400
	68	268,700	350,100	404,600	456,000
	69	270,200	352,100	406,100	457,600
	70	271,700	354,200	407,500	459,200
	71	273,200	356,300	408,900	460,800
	72	274,700	358,400	410,300	462,400
	73	276,000	360,400	411,700	463,900
	74	277,400	362,400	413,100	464,900
	75	278,800	364,400	414,500	465,900
再任用	76	280,200	366,400	415,900	466,900
職員以	77	281,600	368,400	417,300	467,700
外の職	78	282,800	370,100	418,700	
員	79	284,000	371,800	420,100	
	80	285,200	373,500	421,500	
	81	286,500	375,200	422,900	
	82	287,700	376,700	424,200	
	83	288,900	378,200	425,500	
	84	290,100	379,700	426,800	
	85	291,400	381,200	428,100	
	86	292,600	382,700	429,300	
	87	293,800	384,200	430,500	
	88	295,000	385,700	431,700	

89	296,200	387,200	432,900
90	297,400	388,600	434,000
91	298,600	390,000	435,100
92	299,800	391,400	436,200
93	300,800	392,900	437,300
94	302,000	394,200	438,400
95	303,200	395,500	439,500
96	304,400	396,800	440,600
97	305,400	398,200	441,700
98	306,500	399,300	442,500
99	307,600	400,400	443,300
100	308,700	401,500	444,100
101	309,600	402,600	444,900
102	310,700	403,700	445,500
103	311,800	404,800	446,100
104	312,900	405,900	446,700
105	313,800	406,800	447,300
106	314,700	407,800	447,900
107	315,600	408,800	448,500
108	316,500	409,800	449,100
109	317,500	410,700	449,700
110	318,100	411,600	
111	318,700	412,500	
112	319,300	413,400	
113	320,000	414,100	
114	320,500	414,900	
115	321,000	415,700	
116	321,500	416,500	
117	322,100	417,300	
118	322,600	418,100	
119	323,100	418,900	
120	323,600	419,700	
121	324,200	420,500	
122	324,700	421,000	
123	325,200	421,500	
124	325,700	422,000	
125	326,300	422,400	
126	326,700	422,900	
127	327,100	423,400	
128	327,500	423,900	
129	327,800	424,300	
130	328,200	424,800	
131	328,600	425,300	
132	329,000	425,800	
133	329,200	426,200	
134	329,500	426,700	
135	329,800	427,200	
136	330,100	427,700	

	137	330,500	428,100			
	138	330,800				
	139	331,100				
	140	331,400				
	141	331,700				
	142	332,000				
	143	332,300				
	144	332,600				
	145	332,900				
	146	333,200				
	147	333,500				
	148	333,800				
	149	334,000				
	150	334,300				
	151	334,600				
	152	334,900				
	153	335,100				
再任用 職員		235,300	279,400	308,800	338,200	424,900

- 備考 (一) この表は、次に掲げる者に適用する。
 ア 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手
 イ 県立の中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた者
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

中学校・小学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	254,100	286,300	414,500
	2	150,300	166,500	256,900	289,400	416,100
	3	151,800	168,600	259,700	292,500	417,700
	4	153,300	170,800	262,500	295,600	419,300
	5	154,900	172,800	265,300	298,400	421,000
	6	156,800	175,000	268,000	301,500	422,600
	7	158,600	177,200	270,700	304,600	424,200
	8	160,400	179,400	273,400	307,700	425,800
	9	162,200	181,700	276,100	310,700	427,300
	10	164,300	184,500	278,800	313,600	428,700
	11	166,300	187,200	281,500	316,500	430,100
	12	168,300	189,900	284,200	319,400	431,500
	13	170,300	192,800	286,900	322,300	432,900
	14	172,500	194,500	289,600	324,600	434,300
	15	174,700	196,200	292,300	326,900	435,700
	16	176,900	197,900	295,000	329,200	437,100
	17	179,200	199,700	297,700	331,500	438,400
	18	181,800	201,400	300,400	333,800	439,800
	19	184,300	203,100	303,100	336,100	441,200
	20	186,800	204,800	305,800	338,400	442,600
	21	189,300	206,600	308,500	340,700	443,900
	22	191,000	208,500	311,200	343,000	445,300
	23	192,700	210,400	313,900	345,300	446,700
	24	194,400	212,300	316,600	347,600	448,100
	25	195,900	214,000	319,300	349,800	449,400
	26	197,500	216,000	321,700	351,700	450,700
	27	199,100	218,000	324,100	353,600	452,000
	28	200,700	220,000	326,500	355,500	453,300
	29	202,400	221,900	328,900	357,400	454,600
	30	204,100	224,600	331,100	359,300	455,800
	31	205,800	227,300	333,300	361,200	457,000
	32	207,500	230,000	335,500	363,100	458,200
	33	209,000	232,800	337,700	364,900	459,400
	34	210,700	235,700	339,800	366,700	460,300
	35	212,400	238,600	341,900	368,500	461,200
	36	214,100	241,500	344,000	370,300	462,100
	37	215,700	244,300	346,100	372,200	463,000
	38	217,400	247,100	348,100	373,800	
	39	219,100	249,900	350,100	375,400	
	40	220,800	252,700	352,100	377,000	

	41	222,600	255,500	354,100	378,700
	42	224,400	258,100	355,900	380,300
	43	226,200	260,700	357,700	381,900
	44	228,000	263,300	359,500	383,500
	45	229,900	265,900	361,300	385,100
	46	231,600	268,500	363,000	386,700
	47	233,300	271,100	364,700	388,300
	48	235,000	273,700	366,400	389,900
	49	236,700	276,300	368,100	391,400
	50	238,400	278,900	369,800	392,900
	51	240,100	281,500	371,500	394,400
	52	241,800	284,100	373,200	395,900
	53	243,300	286,600	374,900	397,500
	54	245,000	289,200	376,400	398,900
	55	246,700	291,700	377,900	400,300
	56	248,400	294,200	379,400	401,700
	57	250,000	296,500	380,900	403,200
	58	251,500	299,200	382,300	404,600
	59	253,000	301,900	383,700	406,000
	60	254,500	304,600	385,100	407,400
	61	256,100	307,100	386,500	408,700
	62	257,600	309,600	387,800	410,100
	63	259,100	312,100	389,100	411,500
	64	260,500	314,600	390,400	412,900
	65	261,800	317,000	391,700	414,100
	66	263,400	319,200	392,900	415,300
	67	265,000	321,400	394,100	416,500
	68	266,600	323,600	395,300	417,700
	69	268,300	325,900	396,500	418,800
	70	269,800	328,100	397,700	420,000
	71	271,300	330,300	398,900	421,200
	72	272,800	332,500	400,100	422,400
再任用 職員以 外の職 員	73	274,100	334,700	401,300	423,400
	74	275,400	336,900	402,400	424,200
	75	276,700	339,100	403,500	425,000
	76	278,000	341,300	404,600	425,800
	77	279,400	343,300	405,700	426,700
	78	280,600	345,200	406,700	427,500
	79	281,800	347,100	407,700	428,300
	80	283,000	349,000	408,700	429,100
	81	284,300	350,800	409,700	429,900
	82	285,500	352,600	410,500	430,600
	83	286,700	354,400	411,300	431,300
	84	287,900	356,200	412,100	432,000
	85	289,000	357,900	412,900	432,700
	86	290,000	359,600	413,700	433,400
	87	291,000	361,300	414,500	434,100
	88	292,000	363,000	415,300	434,800

89	293,100	364,700	416,100	435,500
90	294,000	366,100	416,800	436,200
91	294,900	367,500	417,500	436,900
92	295,800	368,900	418,200	437,600
93	296,500	370,400	418,900	438,100
94	297,300	371,700	419,600	
95	298,100	373,000	420,300	
96	298,900	374,300	421,000	
97	299,800	375,700	421,700	
98	300,600	376,800	422,300	
99	301,400	377,900	422,900	
100	302,200	379,000	423,400	
101	303,100	380,200	423,900	
102	303,600	381,300	424,500	
103	304,100	382,400	425,100	
104	304,600	383,500	425,600	
105	305,100	384,500	426,100	
106	305,500	385,500	426,700	
107	305,900	386,500	427,300	
108	306,300	387,500	427,800	
109	306,500	388,400	428,300	
110	306,900	389,400		
111	307,300	390,400		
112	307,700	391,400		
113	307,900	392,200		
114	308,200	393,100		
115	308,500	394,000		
116	308,800	394,900		
117	309,100	395,900		
118	309,400	396,700		
119	309,700	397,500		
120	310,000	398,300		
121	310,200	399,100		
122	310,500	399,900		
123	310,800	400,700		
124	311,100	401,500		
125	311,300	402,200		
126		402,900		
127		403,600		
128		404,300		
129		405,100		
130		405,800		
131		406,500		
132		407,200		
133		407,700		
134		408,300		
135		408,900		
136		409,500		

	137		409,900			
	138		410,500			
	139		411,100			
	140		411,700			
	141		412,100			
	142		412,700			
	143		413,300			
	144		413,900			
	145		414,300			
	146		414,900			
	147		415,500			
	148		416,100			
	149		416,500			
再任用 職員		226,400	276,000	303,700	331,300	414,600

- 備考 (一) この表は、中学校及び小学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(別表第一の適用を受ける者を除く。)に適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別記第2 切替要領

改正後の給料表適用の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員の切替日における職務の級及び号給は、切替日の前日における職務の級及び号給と同一とする。